

セクハラ・パワハラ・デートDV／ストーカー ―「侮辱」のない関係へ― 小島妙子弁護士 講演会を開催しました

2011年6月24日（金）井深大記念ホールにおいて、本学ハラスメント防止委員会と男女共同参画推進委員会の共催で、弁護士小島妙子先生の表記講演会を開催しました。

300名にも及ぶ学生・教職員が、実務家であるとともにジェンダーの視点から法律問題を研究し活躍されている小島先生の、判例に基づいた講演を、1時間半にわたって聴き入りました。

ハラスメントの本質から始まり、①ハラスメントとはなんであるか、②何がセクシャル・ハラスメントにあたるのか、③いじめ・パワハラの問題点、④セクハラ・いじめの対処法、⑤セクハラ・パワハラ予防法、⑥デートDV・ストーカーの問題点と対処法という、6つのテーマに沿って、具体的な事件や人事院通知を挙げながら解説いただきました。

ハラスメント＝「いじめ」「いやがらせ」の本質は、双方の「力関係」の優劣があるかがポイントであり、相手に対して「侮辱」になるか否かが問題である。また、セクシャル・ハラスメントには、「対価型」（上下関係に基づき、断ると不利益に結びつくようなもの）と、「環境型」（職場や学校内外での性的な言動など）があること、いじめや、パワハラ基準は、正当性の判断に拠り、被害者が人格攻撃・侮辱と受けとめると、いじめ・パワハラとなるなど、「相手の判断が大変重要である」ことがあげられました。

さらに、増加傾向にあるデートDVやストーカーについては、学生が関わった事件を挙げられ、「デートDVチェックリスト」の紹介もあり、明確な拒絶の意思表示と公的機関への支援要請をためらわないことの重要性を説かれました。

ハラスメントへの対処法・予防法として、被害者自身の発信が解決につながることを、被害者のサポートとして、相談を受ける際の留意点が話されるとともに、個人の問題でなく「組織」の問題という意識をもって、事業者・大学等の方針の明確化とその周知・啓発の重要性、ハラスメントを放置せず、迅速かつ適切な調査を尽くし、加害者に権力をもたせた組織として責任を負うという姿勢で被害者へ接することなど、解決策が示唆されました。

他者による理不尽な言動を受け入れることはない、人間には尊厳があると講演を結ばれました。

質疑応答では、気づきにくいデートDVをどのように考えていけばいいか？ 親から子どもへの問題もパワハラというか？ などの率直な質問がなされ、小島先生は、2人きりのはまりこん



だ輪から友人や知識や資源を使って出てほしい、また、「いじめ」は公的空間だけでなく家庭内における虐待もその定義に入る、いじめは権力の偏重のあるところに全て生じるので、家族におけるいじめを、親権法の改正などで社会全体でなくしていこうとしていると答えてくださいました。